



## 税源移譲

# 所得税と住民税が変わります

地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」の柱ともいえる「税源移譲」により、国税である所得税と地方税である個人の住民税(市・県民税)の税率が変わります。

※改正の詳細については、平成18年10月号広報「つる」または市ホームページをご覧ください。

### ポイント1

ほとんどの方は、所得税が減額となり、住民税が増額となりますが、合計税額(負担)は基本的に変わりません。

所得税：平成19年1月分から適用 ⇒ 4段階の税率を6段階に細分化 ⇒ ほとんどの方は減額  
(所得税+住民税の税負担が変わらないように制度設計)

住民税：平成19年6月分から適用 ⇒ 5・10・13%の3段階の税率を一律10%に ⇒ ほとんどの方は増額  
(市民税6%、県民税4%)

税源移譲により、ほとんどの方は、所得税が減って住民税が増えることになります。しかし、所得税から住民税への税源の差し替えなので、収入状況や扶養状況が変わらなければ「所得税+住民税」の負担は、基本的には変わりません。

### ポイント2

所得税の減額は平成19年分所得から、住民税の増額は平成18年分所得をもとに課税する平成19年度分からになります。

ほとんどの方は、所得税が減って住民税が増えることになりますが、所得税が減額になるのは平成19年中の所得からで、住民税が増額になるのは平成18年中の所得をもとに平成19年6月から課税となる平成19年度分からです。

◎給与や年金から所得税が天引きされている方は、所得税の減税が先行します。

平成19年1月以降に受け取る給与や年金から源泉徴収される所得税が減額になり、平成19年6月から課税となる平成19年度分住民税が増額になります。

◎給与や年金から所得税が天引きされていない方や事業所得者など確定申告をされる方は、住民税の増税が先行します。

平成19年2~3月の平成18年分所得税確定申告はこれまでの税率で計算しますが、その申告をもとに、平成19年6月から課税となる平成19年度分住民税が増額になり、平成20年2~3月の確定申告時に納税する平成19年分所得税が減額になります。

	住民税	所得税	
給与所得者(所得税天引きの場合)	平成19年6月の給与天引き分から増額	平成19年1月の源泉徴収分から減額され、12月の年末調整で精算	所得税の減税が先行
年金受給者(所得税天引きの場合)	平成19年6月納付分から増額	平成19年1月以降の源泉徴収分から減額され、平成20年3月の平成19年分確定申告で精算	所得税の減税が先行
上記以外の場合(事業者など)	平成19年6月納付分から増額	平成20年3月の平成19年分確定申告時から減額	住民税の増税が先行

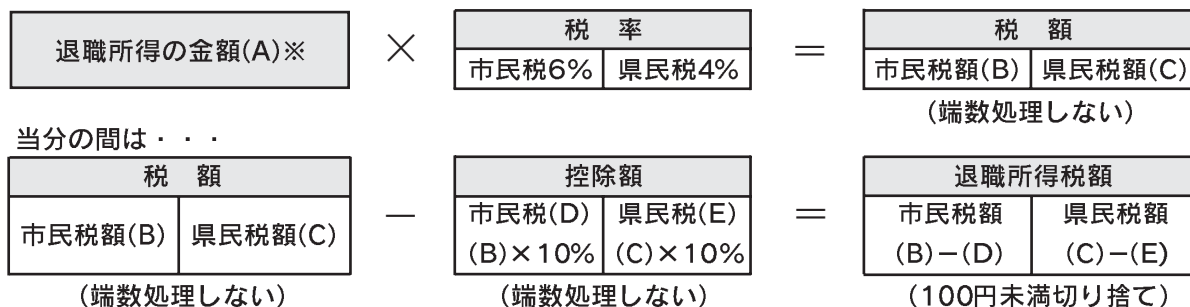
### ポイント3

平成19年1月から退職所得に対する住民税の求め方も変わります。

退職手当などに対する住民税は、支払者が、その手当を支払う際に支払金額から税額を差し引いて、退職者が退職手当の支払いを受けるべき日(通常は、退職した日)の属する年の1月1日に住所のある市町村に納めていただくことになっています。これについても税源移譲に伴い、平成19年1月1日から一律10%(市民税6%、県民税4%)の税率になり、「退職所得に対する市町村民税及び県民税の特別徴収税額表」は廃止となりました。

#### ◎平成19年1月1日以降の退職所得税額の求め方

平成18年までは退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した「退職所得の金額」をもとに、地方税法に基づく税額表により税額を求めていましたが、平成19年1月1日以降に支払われるべき退職手当などに対する住民税額は、「退職所得の金額」に税率(市民税6%、県民税4%)を乗じて計算します(当分の間、その計算した税額から10%に相当する金額を控除する方法によって求めることになっています)



※退職所得の金額(A)=(収入金額-退職所得控除額)×1/2(1,000円未満端数切り捨て)

- ①勤続年数が20年以下の場合 : 40万円×勤続年数(80万円に満たない時は80万円)
- ②勤続年数が20年を超える場合 : 70万円×(勤続年数-20年)+80万円
- ※勤続年数に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げます。
- ※本人が障害者になったことにより退職した場合は、①又は②の控除額にさらに100万円が加算されます。

※算出した退職所得税額については、総務省ホームページ内「退職所得に対する市町村民税・道府県民税の特別徴収税額早見表」で確認することができます。(http://www.soumu.go.jp/czaisei/czaisei\_seido/zeigenjyou\_2-1.html)

問合せ 住民税に関すること 税務課 市民税担当  
 所得税・確定申告に関すること 大月税務署 個人課税部門 ☎(22)3153

大月税務署からのお知らせ

◎確定申告について

税務署では、「申告書作成会場」を設けて、申告書の書き方などのアドバイスをを行っています。提出期限間近になりますと、税務署の窓口が大変混雑しますので、申告書の提出はお早めにお願いたします。

「所得税」の申告と納税  
 2月16日(金)～3月15日(木)  
 ※還付申告は、1月4日(木)から受け付けます。

「贈与税」の申告と納税  
 2月1日(木)～3月15日(木)  
 「個人事業者の消費税及び地方消費税」の申告と納税  
 1月4日(木)～4月2日(月)

◎所得税・事業税・住民税共同説明会  
 内容 申告書の書き方や改正税法などについての説明と申告書の受け付けを行います。

日時 1月31日(水)午前10時～正午  
 場所 市役所3階大会議室

◎確定申告書作成相談会  
 内容 申告書作成のためのアドバイスと申告書の受け付けを行います。

日時 1月31日(水)午後1時～4時  
 2月8日(木)午前10時～正午、午後1時～4時  
 場所 市役所3階大会議室

共通事項  
 持ち物  
 ○(平成18年分の)税務署から送付された申告書、収入金額・必要経費・所得金額のわかるもの、源泉徴収票、国民健康保険の領収書、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金の支払いをした旨を証する書類、生命保険料・損害保険料などの各種控除の支払いをした旨などを証する書類  
 ○(平成17年分の)申告書・収支内訳書などの控え  
 ○印鑑(認印)、計算器具、筆記用具  
 ○(還付申告の方は)還付金の振込先金融機関の口座番号がわかるもの

問合せ 大月税務署 ☎(22)3153